

市立釧路総合病院 登録医制度運用規程

(目的)

第1条 この規程は、市立釧路総合病院（以下、「当院」という。）において、地域医療機関の機能分化をふまえて相互の密接な協力により一貫した良質な医療を提供し地域医療連携機関との間の信頼関係を確立するとともに、それぞれの機能の向上を図り、良質な医療の充実と発展を図ることを目的として登録医制度に関して定めるものである。

(登録医)

第2条 登録医とは当院の登録医制度に登録した医師をいう。

(登録)

第3条 登録医を希望する医師は、登録医申請書（別紙様式1）により当院宛に申請するものとする。

- 2 承認を得た登録医には「登録医証」を発行し、ホームページ及び院内に掲載する。
- 3 登録内容に変更が生じた場合、及び登録医を辞退する場合（別紙様式2）は、文書にて申請するものとする。

(登録の期間)

第4条 登録医の登録有効期間は認定日の属する年度の3月31日迄とし、辞退の申し出がない場合はさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(登録医の権利)

第5条 登録医は、次に掲げる権利を享受できる。

共同利用

- ・放射線検査関連（単純CT、単純MRI）

開放病床

- ・面談
- ・検査結果、画像の閲覧
- ・紹介患者への訪問、当該患者のカルテの閲覧、院内主治医との意見交換
- ・会議室・図書室の利用
- ・症例検討会・研修会、学術的会合への参加

(登録医の責務)

第6条 登録医は、院内において活動する際は院内の諸規程及び下記事項を遵守しなければならない。

- 1) 登録医は、登録期間中及び辞退後においても、業務上知り得た患者を含めた個人情報を第三者に漏らさないことを遵守する。
- 2) 共同利用施設・設備を利用する際は、予め医療連携相談室と事前調整を行うものとする。
- 3) 身分証明として、名札を着用するものとする。
- 4) 学会で使用する場合には当院規約に基づき承認するものとする。
- 5) 地域医療連携推進委員会にて協議し登録医として不適当と判断した場合には登録医の抹消対象となる。

(利用時間)

第7条 施設等を共同利用することができる時間は、次に掲げる日を除いた日の9時00分から17時00分までとする。但し、院長が必要と認めるときは、この限りではない。

- 1) 土曜日及び日曜日
- 2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- 3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(事故の対応)

第8条 共同利用中に生じた事故等については、当院の医療賠償責任保険を適用し、また当院の諸規程に基づき対応するものとする。

- 2 個人漏洩に対する事象の場合には、釧路市個人情報保護に基づき対処する。

第9条 この規程に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は双方が協議のうえ定めるものとする。

(附 則)

この規程は、令和3年1月18日から施行する。